

子育て多子世帯に 電動自転車を貸し出し

子育て多子世帯の経済的な負担を軽減するため、幼児2人同乗用(3人乗り)電動自転車を貸し出します。

▼対象 申請時に次の要件を全て満たす方①満16歳以上②1歳以上6歳未満の子どもを2人以上養育して



消防法令違反を公表します 4月1日から

4月1日から、消防法令違反対象物公表制度が始まります。市内にある建物の利用者が安心して建物を利用できるよう、消防機関が立入検査の際に重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容などをホームページで公表する制度です。

●公表の対象となる建物

飲食店や物品販売店など、不特定多数の方が利用する建物、病院や社会福祉施設などの1人での避難が難しい方が利用する建物。

●公表の対象となる違反

次の消防用設備の未設置。①屋内消火栓設備②スプリンクラー設備③自動火災報知設備。

●公表する内容

①建物の名称②建物の所在地③違反内容。
圖予防課 ☎76・0119。

いる(2月に満1歳を迎える場合も可)③申請者、子どもともに市内在住④雨の当たらない場所などで自転車を適正に保管できる⑤市税と認可保育園の保育料を滞納していない⑥子どもの乗車用ヘルメットを準備できる⑦後日案内する自転車安全運転講習会に参加できる
▼台数 50台(抽選)▼利用期間 12か月以内(1か月単位)▼費用 無料(自転車の点検・整備・修理費用と自転車返却時の赤色Tマーク貼付費用は、利用者負担)▼問い合わせ 子育て支援課 ☎70・5664。

地球環境について考える 2月は省エネ月間

2月は、身近な環境から地球環境への関心を高め、環境にやさしい暮らしを実践する「省エネ月間」です。皆さんの日ごろの行動が、地球環境を守る大きな力につながります。この機会に地球環境について考えてみませんか。



課、健康づくり推進課、各子育て支援センター、市内保育園・幼稚園、中央公民館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、綾北福祉会館、各児童館にある実施要綱や利用規約を読み、申請書に記入(市ホームページからダウンロード可)。講習会の希望届と一緒に2月1日〜15日に〒252-1119 2(住所不要) 子育て支援課へ郵送か直接(消印有効。1世帯1通のみ)
圖子育て支援課 ☎70・5664。

EMSを導入し 環境負荷を低減

エネルギーマネジメントシステム(EMS)とは、電気やガスなどのエネルギーを見える化し、設備を最適運用するシステムです。事業所で導入することで省エネに配慮しながら経費削減にもつながります。

エネルギー使用量が一定規模以上の事業者などは、県へ「事業活動温暖化対策計画書」の届け出が必要で
EMSを導入し、事業の効率化を図りながら省エネに配慮することで、環境にやさしい事業所を目指しましょう。
圖環境保全課 ☎70・5620。

地域の魅力を発信 広報まちかど特派員を募集

広報まちかど特派員は、広報あやせや市ホームページで配信しているネットニュースなどの記事を取材する市民です。カメラや文章に自信がなくても心配は要りません。一緒に地域の情報を発信してみませんか。

同特派員に取材を希望する方は、秘書広報課まで連絡してください(取材できない場合もあります)。

▶期間 4月から1年間▶内容 記事の提供(写真と原稿)と年3回程度の会議など▶資格 デジタルカメラで取材ができる市内在住・在勤・在学の方(中学生以下を除く)▶人数 10人以内(選考)▶問い合わせ 3月1日までに同課へ ☎wm.705606@city.ayase.kanagawa.jp、 ☎77・8477、 ☎70・5606か直接



支払者と受給者の 確定申告 国民年金保険料

国民年金保険料を支払うと、全額が所得税・市民税などの控除対象になります。申告には、昨年11月と2月上旬に日本年金機構が発送する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(はがき)が必要で、昨年中に支払った保険料も、昨対象になります。家族の保険料も支払者の控除対象になるので、同証明書を添付してください。

国民年金保険料は、4月〜翌々年3月の2年分、4月〜翌年3月の1年分、4月〜9月か10月〜翌年3月の6か月分を口座振替で前納すると、納付書(現金)やクレジットカードで前納するより割引額が多くお得です。各月の保険料を口座振替で前納すると50円、1年で600円の割引となります。2年前納、1年前納、

口座振替で前納がお得 国民年金保険料

4月〜9月分の6か月前納の申込期限は市役所が2月20日、厚木年金事務所は2月28日です。前納した期間の途中で厚生年金などに加入したときは、加入月以降の国民年金保険料が還付されます。
圖保険年金課 ☎70・5623
同事務所 ☎046・7171。

年金受給者が確定・市県民税申告をする場合、同機構が1月中旬に発送した「公的年金等の源泉徴収票」を提出してください。昨年中に受け取った年金総額や、年金から差し引いた所得税額などの証明に必要です。障害・遺族年金を受けている場合は、課税対象のため発行されません。
圖保険年金課 ☎70・5646
同事務所 ☎046・223・7171。

4月〜9月分の6か月前納の申込期限は市役所が2月20日、厚木年金事務所は2月28日です。前納した期間の途中で厚生年金などに加入したときは、加入月以降の国民年金保険料が還付されます。
圖保険年金課 ☎70・5623
同事務所 ☎046・7171。